

令和 2 年 3 月 2 日開会

令和 2 年 第 1 回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和２年第１回つがる市議会定例会の開会にあたり、市政運営について私の所信の一端を述べますとともに、上程されました議案の主なるものについて、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

私は、合併以来「新田が彩る日本のふるさと」を基本理念として、社会情勢が変化する中、財政基盤の安定を考慮しながら市勢発展の施策を講じ、その中でも「みんなが安心して暮らせるつがる市」を目指し、人口減少・少子高齢化対策、農業の振興及び教育の充実に鋭意取り組んでまいりました。特に、人口減少は、本市の経済、地域コミュニティー、そして子育てに大きな影響を及ぼすものでありますが、これまで実施してきた、結婚・出産・子育て支援、さらには地方創生事業の拡充により、若い世代の定住に一定の成果を上げているものと感じております。

本年度中には、「第２期つがる市地域活力創生総合戦略」を策定し、これまでの施策の成果を踏まえなが

ら、本市の現状や課題を整理し、政策実現につなげてまいりますので議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨年４月に開所しました「つがる市東京事務所」でございますが、企業誘致や移住定住、特産品・観光のＰＲをはじめ、多岐にわたり活動を展開し、本市の最重要課題である人口減少の解決につながるよう、着実に歩みを進めてまいります。

農業振興では、後継者や新規就農者不足、そして教育においては、児童生徒の学習環境の改善、学力の向上など、本市の抱えている多くの課題解決に取り組む所存でありますので、議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、本定例会に上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案１１件、

条例案 19 件、指定管理者の指定 8 件の、合わせて 38 件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第 1 号「令和元年度つがる市一般会計補正予算（第 7 号）案」は、本年度の事務・事業の精査により、所要の予算措置を講ずるものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算から 7 億 6, 511 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 248 億 8, 999 万 3 千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

民生費においては、生活保護扶助費の実績見込みにより 4, 667 万円を減額するとともに、平成 30 年度分の生活保護費負担金を返還するため、国庫支出金等返還金に 2, 906 万 7 千円を追加計上しております。

土木費においては、稲盛^{いせ}芦沼線等に係る社会資本整備総合交付金事業費及び地域住宅支援事業費の国庫補助金が確定したことにより、それぞれ減額計上しております。

教育費においては、小・中学校費に校内ネットワーク整備事業費として、総額１億８２０万円を新たに追加計上しております。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

歳入については、歳出における事業費の確定、事務事業の精査に伴い、国・県支出金、市債などについて、それぞれ所要額の補正を行っております。

議案第２号から議案第６号までの令和元年度各特別会計補正予算案につきましては、ご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に議案第７号「令和２年度つがる市一般会計予算案」についてご説明申し上げます。

令和２年度当初予算の編成に当たっては、これまでと同様に財政規律を堅持し、持続可能な財政運営を構築していくことを基本とし、「一般廃棄物最終処分場建設事業」などの大規模事業をはじめ、「人口減少・少子高齢化対策」、「農業の振興」並びに「教育の充実」を重点的な課題と捉え、将来に向けて限られた財源を効果的に配分するよう努めたところであります。

その結果、一般会計の予算規模は、２５５億８，０００万円となり、前年度比６億円、２．４％の増となっております。

歳出の性質別では、人件費や扶助費などの義務的経費が、前年度比２億２，３５３万６千円、２．０％の増となっております。

投資的経費では、普通建設事業費が、前年度比３億６８３万円、５．６％の増となっております。

それでは、歳出における主なるものにつきまして、款を追ってご説明申し上げます。

民生費では、少子化対策事業として認定こども園等

整備事業費補助金１億４，８８６万３千円、用途廃止に伴うふれあい交流の里「おらほの湯」解体工事設計監理委託料及び工事請負費に合わせて２，５４８万３千円を計上しました。

衛生費では、一般廃棄物最終処分場建設事業費１３億３９５万１千円のほか、令和３年度からの受水開始に伴う津軽広域水道企業団西北事業部出資金９億１，１４５万４千円を計上しました。

農林水産業費では、風力発電事業者からの寄附金を基金に積み立てするため、農山漁村活性化事業基金積立金１億５００万１千円、メロン水耕栽培機器導入事業に要する経費を農業施設管理費に総額１，５３５万７千円を計上しました。

土木費では、民生安定事業費２億２，２３８万１千円、地域住宅支援事業費９億２，２８１万７千円を計上しました。

消防費では、消防署再編統合計画に基づく、北消防署建設費などに５億１，６２９万６千円、防災備蓄

倉庫建設費 2 億 8 2 4 万 5 千円を計上しました。

教育費では、令和 2 年度より建設工事が開始される総合体育館建設費に 6 億 2, 4 5 8 万 5 千円、スクールバス購入事業費 5, 9 4 0 万円を計上しました。

次に、歳入の主なるものにつきましてご説明申し上げます。

市税については、法人住民税の税率改正による減収はあるものの、風力発電設備の償却資産を見込み 2 4 億 5, 1 0 1 万 1 千円を計上しました。

地方交付税の普通交付税については、合併算定替加算の終了による減額はある一方、公債費算入の増額などにより前年度同額を計上するとともに、特別交付税については近年の交付実績により増額したことから、前年度比 6, 0 0 0 万円増の 8 9 億円を計上しております。

繰入金については、財源調整のための財政調整基金繰入金 6 億 4, 4 4 4 万 7 千円を計上しました。

市債については、総合体育館建設事業、一般廃棄物

最終処分場建設事業などの大規模事業により 49 億 6,060 万円を計上しております。

以上が令和 2 年度つがる市一般会計予算案の概要であります。

議案第 8 号から議案第 11 号までの令和 2 年度各特別会計及び下水道事業会計予算案につきましては、ご審議の際に詳細なご説明を申し上げます。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第 12 号「つがる市地域集会施設設置条例の一部を改正する条例案」は、「銀杏ヶ丘コミュニティセンター」及び「^{ようだ}栄田コミュニティセンター」を設置するものであります。

議案第 13 号、議案第 20 号及び議案第 29 号の 3 廃止条例案は、基金を活用し各事業を実施していたものですが、基金を令和元年度において使い切るため、それぞれの基金を廃止するものであります。

議案第 14 号「つがる市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」は、新たに設置する審議会等の委員の報酬を定め、特別参与を廃止するものであります。

議案第 15 号「つがる市外国語指導員等の報酬及び旅費に関する条例を廃止する条例案」は、外国語指導員等の身分が令和 2 年 4 月から会計年度任用職員となることから、その報酬等は職員の給与条例等で定めることとなるため、本条例を廃止するものであります。

議案第 16 号及び議案第 17 号は、本市の議会の議員及び市長の選挙における「選挙運動用ポスター」及び「選挙運動用のためのビラ」作成に係る公費負担について定めるものであります。

議案第 18 号「つがる市監査委員条例の一部を改正する条例案」は、地方自治法の改正に伴う所要の改正をするものであります。

議案第 19 号「つがる市印鑑条例の一部を改正する条例案」は、「印鑑登録をできない者」についての規定を改めるものであります。

議案第 21 号、議案第 24 号及び議案第 25 号は、施設の老朽化のため「森田ふれあい交流の里」、「森田老人福祉センター」及び「稲垣学校給食センター」を廃止するものであります。

議案第 22 号「つがる市手話言語条例案」は、だれもが共に生きる地域社会の実現を目指し、その基本理念等を定めるものであります。

議案第 23 号「つがる市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は、厚生労働省令の改正に伴う放課後児童支援員の資格要件を改めるものであります。

議案第 26 号「つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案」は、市教育委員会の附属機関として、新たに「史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存

活用計画策定委員会」及び「つがる市総合体育館運営検討委員会」を設置するものであります。

議案第 27 号「つがる市旧制木造中学校講堂条例案」は、移築復元した「旧制木造中学校講堂」の活用とその管理について定め、生涯学習の振興を図るものであります。

議案第 28 号「つがる市農山漁村活性化事業基金条例案」は、本市の農林水産業の振興に寄与する事業に活用するため、基金を設置するものであります。

議案第 30 号「つがる市景観条例案」は、景観法に基づき、地域の特性を生かした景観の形成及び保全を目的として制定するものであります。

議案第 31 号から議案第 38 号までの「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」8 件は、いずれも指定期間の満了に伴い、指定管理者を更新するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。